

地域社会における外国人労働者受け入れ

—人口減少と技能実習生への依存の深化—

上林 千恵子

法政大学社会学部教授

はじめに

2018年12月に成立した改正入管法は、現実的には低熟練外国人労働者を在留資格「特定技能」で受け入れ可能とした。日本の移民政策上、1990年入管法と同様に画期的な転換であろう。新入管法では、業種別受け入れ見込み人数についてはおおよその数値が示されているものの、地域別の受け入れに関しては「運用に関する基本方針」で「大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるように努めるものとする」と触れているに過ぎない。人口減少が著しい過疎地でこそ、地域の維持のために新たな労働力が求められているが、今回の改正はこの期待に応えられるだろうか。

これまで地域社会の外国人労働者に関しては、特定の集住都市に居住する日系中南米人を中心に「生活者としての外国人」という観点から研究と

政策立案がなされてきた。しかし現在の外国人労働者の構成員を見ると、留学生と技能実習生の比率が高まってきている。そうした一時的滞在のアルバイト型や、短期出稼ぎ型労働者に対しても今後は支援が必要とされよう。とりわけ、若年者不足の過疎地では、その地域で就労可能な外国人は、日系人でもなく、留学生でもなく、技能実習生しか雇用できる労働力の選択肢がない。こうした人口減少地域での近年の技能実習生への依存の深まりを前提に、彼らに必要な政策支援の在り方を考えてみたい。そしてこの検討は、今後が増大が予想される特定技能外国人に対する支援の在り方と多くの共通項を持つだろう。

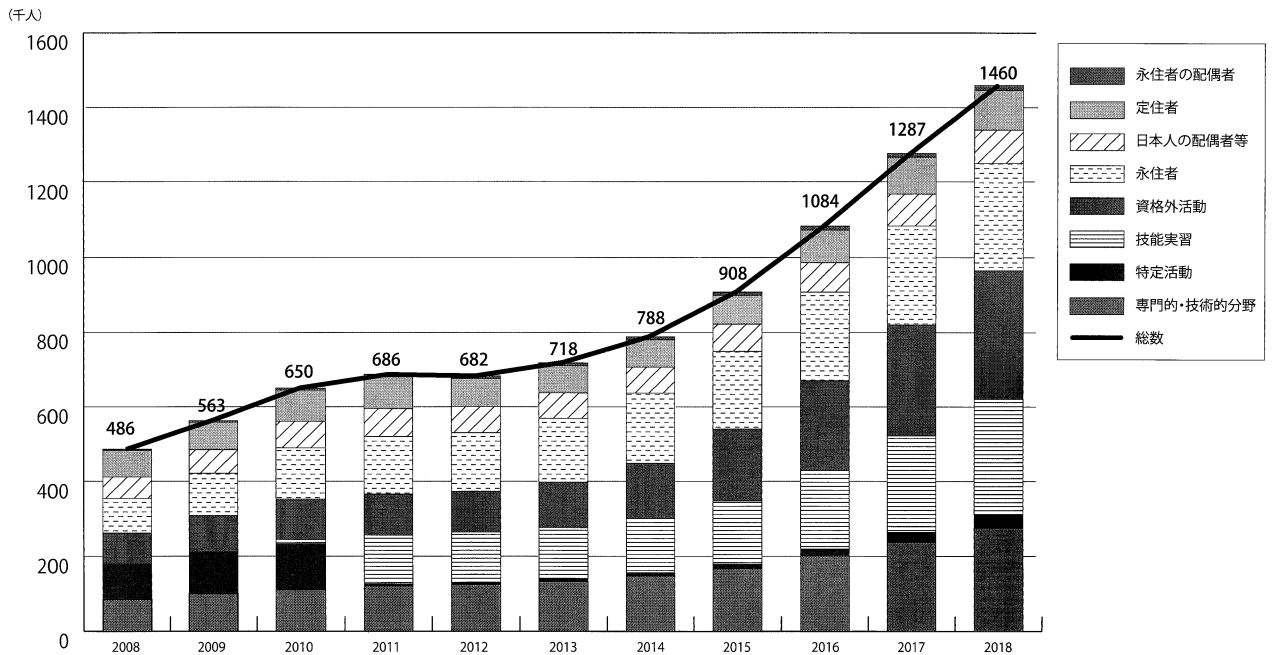
日本の外国人労働者受け入れの現状

まず現在の日本の外国人労働者受け入れの現状を見てみよう。図1は厚生労働省の『「外国人雇用状況」の届出状況』を図示したものである。リーマンショック後の2008年から2012年にかけてこそ外国人労働者総数こそ50万人から70万人とやや横ばい状態であったが、その後2012年68.2万人から直近の2018年の146万人まで6年間、年率13.5%で伸びている¹。この人数の伸び率の大きさと同時に注目したいのは、技能実習生数である。2012年13.4万人から2018年30.8万人に増大しており、伸び率は同じく6年間で14.8%であった。外国人労働者数の伸びを技能実習生数の伸

かみばやし ちえこ

東京大学大学院社会学研究科博士課程満期退学。社会学修士。専門は産業社会学。東京都立労働研究所研究員、江戸川大学社会学部専任講師を経て、1996年より現職。著書に『外国人労働者受け入れと日本社会』（2015年、東京大学出版会）、「高度外国人材受入政策の限界と可能性」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学：選別メカニズムの比較分析』（2017年、名古屋大学出版会）、「介護人材の不足と外国人労働者受け入れ」『日本労働研究雑誌』No.662（2015年）など。

図1 在留資格別外国人労働者数



(出所) 厚生労働省 (2018) 『外国人雇用状況』の届出状況まとめ 各年度 10月末現在の数値。

びがやや上回っているということになる。

さて、なぜこのように技能実習生数が増大したのだろうか。志甫啓 (2012) は技能実習生数がまだ 13 万人だった 2009 年までのデータから、その理由を第 1 に、若年労働力の減少を補う雇用のミスマッチを埋めるためのものであることを指摘する。すなわち、この制度の当初から見られた外国人技能実習制度に対する厳しい批判にもかかわらず、受け入れ規模の拡大が進み、送り出し国でも大量の帰国実習生が存在することは、「今日、多数の技能実習生が賃金格差のみに導かれて盲目的に来日しているわけではない」(志甫 2012:44) と指摘する。そして第 2 の理由として、景気回復期に特有の移動性と柔軟性の高い非正規雇用への需要の増大と人手不足が特定の企業や産業、地域で発生したことを挙げている。

筆者の解釈では、前者は基本的には日本社会の構造的なものに由来する点であり、後者は景気感応的な受け入れ理由となろう。構造的要因と景気感応的の要因とが二重に機能して、技能実習生の大量受け入れに繋がったと考える。その上で、志甫の分析では、都道府県別のマクロデータの分析から、①景気回復期には高卒新卒者の地域労働市場へ

の流入が相対的に大ききところ、②また人口の再生産水準や出産適齢期人口の割合が低い高齢化が進んだ地域で、実習生の活用が進んでいると示されている。そして少子高齢化の著しい地域が、地域の産業政策の一環として技能実習生の受け入れを位置づけるべきであると提言した (志甫 2012: 53)。

本稿の文脈では、この最後の提言こそが重要である。先の論文で使用されたデータの時点からほぼ 10 年を経て、少子化と外国人労働者の問題、とりわけ人口減少の進んでいる中山間地で就労可能な技能実習生の増加傾向がさらに顕著となった。表 1 は、都道府県別外国人労働者数と技能実習生数を示した結果である。技能実習生が各都道府県の在住外国人労働者の割合に占める大きさの順位で並べた。ここから推量されることは次のような事実である。全国では技能実習生比率は外国人労働者中の 21.1% であるが、この比率は地域差が大きい。押しなべて東京を中心とする神奈川、大阪、埼玉などの都市圏では技能実習生への依存度が低い。技能実習生受け入れ業種は製造業中心に構成されているが、都市圏の産業構造は卸・小売りやサービス産業に偏っていて製造業の構成比

表1 都道府県別外国人労働者数と技能実習生数

	外国人労働者総数	日本の外国人労働者に占める各都道府県の割合	技能実習生人数	技能実習生の構成比	技能実習生構成比順位
全国計	1,460,463	100	308,489	[21.1%]	全国平均
宮崎	4,144	0.3	2,800	(67.6%)	1
愛媛	8,376	0.6	5,555	(66.3%)	2
徳島	4,389	0.3	2,869	(65.4%)	3
鹿児島	6,862	0.5	4,343	(63.3%)	4
岩手	4,509	0.3	2,803	(62.2%)	5
青森	3,137	0.2	1,946	(62.0%)	6
熊本	10,155	0.7	6,295	(62.0%)	7
香川	8,703	0.6	5,222	(60.0%)	8
高知	2,592	0.2	1,534	(59.2%)	9
鳥取	2,755	0.2	1,519	(55.1%)	10
山形	3,754	0.3	1,937	(51.6%)	11
富山	10,334	0.7	5,206	(50.4%)	12
大分	6,254	0.4	3,094	(49.5%)	13
北海道	21,026	1.4	10,357	(49.3%)	14
秋田	1,953	0.1	958	(49.1%)	15
石川	9,795	0.7	4,793	(48.9%)	16
広島	31,851	2.2	15,354	(48.2%)	17
岡山	16,297	1.1	7,704	(47.3%)	18
長崎	5,433	0.4	2,462	(45.3%)	19
福井	8,651	0.6	3,908	(45.2%)	20
島根	4,297	0.3	1,934	(45.0%)	21
佐賀	5,258	0.4	2,366	(45.0%)	22
山口	7,723	0.5	3,416	(44.2%)	23
奈良	4,116	0.3	1,805	(43.9%)	24
福島	8,130	0.6	3,337	(41.0%)	25
和歌山	2,395	0.2	905	(37.8%)	26
茨城	35,062	2.4	13,174	(37.6%)	27
岐阜	31,279	2.1	11,641	(37.2%)	28
新潟	8,918	0.6	3,282	(36.8%)	29
長野	17,923	1.2	6,357	(35.5%)	30
宮城	11,001	0.8	3,676	(33.4%)	31
三重	27,464	1.9	8,876	(32.3%)	32
栃木	24,016	1.6	6,724	(28.0%)	33
兵庫	34,516	2.4	9,024	(26.1%)	34
群馬	34,526	2.4	8,201	(23.8%)	35
滋賀	17,238	1.2	4,071	(23.6%)	36
福岡	46,273	3.2	10,624	(23.0%)	37
千葉	54,492	3.7	11,988	(22.0%)	38
愛知	151,669	10.4	33,310	(22.0%)	39
京都	17,436	1.2	3,773	(21.6%)	40
静岡	57,353	3.9	11,989	(20.9%)	41
山梨	6,910	0.5	1,432	(20.7%)	42
埼玉	65,290	4.5	13,150	(20.1%)	43
大阪	90,072	6.2	16,403	(18.2%)	44
沖縄	8,138	0.6	1,414	(17.4%)	45
神奈川	79,223	5.4	9,776	(12.3%)	46
東京	438,775	30.0	15,182	(3.5%)	47

(出所) 図1と同じ

が小さく、またそこで就労する外国人も留学生と、専門的技術的分野の外国人とその家族で構成されているからと思われる。一方、比較的高齢化が進んだ県での技能実習生比率が高い。こうした地域では若年者が県外あるいは県庁所在地などへ流出していく中で、地域社会の経済を維持する労働力として実習生の受け入れが行われている。一つは農業であり、他方は地元中小製造業である。

しかしながら、都道府県の単位では大きすぎて地域社会における技能実習生の役割は見えてこない。より小さな単位の市区町村レベルを検討することによって、はじめて地域社会と外国人労働者の中心メンバーである技能実習生の関係が明らかになる。いくつかの自治体では、技能実習生誘因施策を実施し、全国的なパイロット事例になっている。その事例を後段で紹介するが、実はこうした施策が生まれる以前はそして現在も、地域社会と外国人労働者との関係は多様であり、彼らの経済的貢献が地域社会の住民から必ずしも適切に評価されてこなかったことを指摘しておきたい。そこに多文化共生政策という名称の地方自治体による外国人住民に対する施策の必要性が生まれたのであった。

これまでの外国人労働者と地域社会の関係

これまでの外国人労働者と地域社会の関係をみると、外国人労働者の類型によって異なっている。日本が本格的に外国人労働者を受け入れた契機は1990年入管法をもって嚆矢とするが、その後は僅か30年しか経過しておらず、受け入れた外国人労働者の居住地域、職種、雇用形態について多様性が乏しいからである。外国人労働者を、日系人と技能実習生との2類型に分類するだけでも外国人労働者と地域社会の関係を把握できよう。

◆日系人と地域社会

日系人と地域社会との関係は、梶田孝道のグループが主張した「顔の見えない定住化」という言葉に象徴されていよう（梶田他2005）。「顔の見えな

い定住化」とは、地域社会での「社会生活を欠いているがゆえに（その存在を）地域社会から認知されない」という意味であり、これを日系人の存在様式の特異性と表現した。彼らは行政上の記録では住民登録がなされているものの、生活者としての存在は日本人で構成されている地域社会へ浸透せず、そのために日系人は地域住民としては見えない存在となっているという。日系人の生活世界とは、家族合流があり、出産・育児があり、その子供が地域の学校に通学し、就職するというごく当たり前の生活である。ところが、その存在は地域の工場で就業可能な柔軟な労働力としてのみ認知されているために、日本語が不自由で日本の生活習慣に不慣れた外国人の受け入れの施策が不十分であった。具体的には多言語習得の問題のほかに、派遣労働者就業支援制度、保健医療・年金などの社会保障制度、就学支援や日本語指導などの教育制度、外国人登録制度など諸制度において外国人労働者の受け入れの現状に不備がみられた。生活全般に影響する制度が従来までは日本人だけを前提として機能していたが、外国人労働者を受け入れたために機能不全を起こしたのである。

こうした現状と従来制度の乖離を埋めるために、日系人集住都市の代表であった浜松市、豊田市、太田市などの13の都市が中心となって自治体レベルの外国人住民政策を展開する目的で2001年に外国人集住都市会議が創設された。この会議の提言は、日系人受け入れ自治体の具体的要望が盛り込まれてきたために一定の成果があった。たとえば外国人の子どもが集中して通学する学校へ日本語教育を担当する教員を従来の定員以外に増員・配置する、あるいは地方自治体が管轄する住民登録と法務省が管轄する在留管理とを一体化した在留カードを創設するなど、それぞれ国レベルの政策変更として提言内容が実現してきた。

しかし2008年のリーマンショックによって大きな変化が起きた。日系人は、主として派遣・請負労働者として自動車・電機産業の大手企業で就労していたから、この層に集中的に経済不況の影響が及んで、派遣切りの対象者となり、大量の帰国者が

発生した¹。

2007年末時点で日系ブラジル人は31万人在留していたが、2017年末には19万人まで減少している。2013年には日系人の再入国が解禁されたので、近年はややその人数は微増したが、他の在留資格の外国人労働者が増大したので、日本の外国人労働者に占める割合は低下傾向である。以上のような傾向を前提として、渡戸は「日本に残留した日系ブラジル人のコミュニティは貧困化、階層分化しながら縮小し、子どもの教育コストを切り下げる傾向もみられる。そうしたなかで、後続グループがほぼ消滅した第二世代が否定的なアイデンティティから自尊感情を回復させ、自らのライフチャンスをつかむか重要な課題となっている」（渡戸 2017：132）と述べている。日系人に対する政策課題は、従来の短期的なものから第2世代のライフチャンス確保という長期的なものへと移行していることが示されている。

現在、それぞれの外国人集住都市では、日系人が減少した代わりに、ネパール、ベトナムなどの多様な国籍と日本人の配偶者やその家族など移民的背景を持つ人が増加した。この結果、従来の日系人を対象とした政策提言では不十分になったこと、また各都市の利害も多様性を持つようになったことを背景に、外国人集住都市会議から離脱する都市が相次いだ。ピーク時は29都市が参加していたが、2018年度は15都市に減少した。日系人を中心にして受け入れてきた地域社会は、受け入れ外国人の多様化によって、よりきめの細かい、また長期的な見通しをもった受け入れ政策の必要性が問われるようになったといっただろう。

◆外国人技能実習生と地域社会

日系人中心に受け入れてきた地域社会と異なり、技能実習生を受け入れてきた地域社会は、受け入れ企業が中小企業中心であり、地域的に散在しているために、実は日系人以上に技能実習生は地域社会から隔離されてきた。日系人が「顔の見えない定住化」した存在ならば、定住化せずに短期出稼ぎ型労働力である技能実習生は、「地域社会

から隔離」された存在であったといえよう。この点は既に他所で指摘したが（上林 2015：214-217）、隔離の理由は以下のような事情による。第1に、技能実習生が就業する農業、水産加工業、中小製造業は人件費の安い過疎地に立地していることが多い。若年者が不在であるからこそ、その代替労働力としての技能実習生に期待が集まる。地理的に過疎地であり、自転車以外の交通手段がないために、活動範囲が限定される。また、時間的にも、手当がつくために夜勤を愛好し、休日でも仕事があれば勤務したいと考える。第2に事業主も、技能実習制度に対する世間の批判を承知しているので、その存在を地域社会から隠そうとする傾向にある。また隔離しておくことが、潜在的には技能実習生の失踪予防につながるという考えもあった。

しかし日系人の場合と同じく、技能実習生の地域社会との関係も変化しつつある。まず表1でみたように、外国人労働者に占める技能実習生の比率が過疎地ほど大きくなり、また受け入れ人数も増加して、地域社会での存在感が増した。地域で就労する外国人は、技能実習生と比べてよいほどになったのである。また技能実習生は従来も地域社会の衰退を食い止める存在として住民、とりわけ高齢者から歓迎される側面もあったが、さらに高齢化が進んだために、地域社会からも注目されるようになった³。

こうして地域社会と外国人労働者の関係は徐々に変化してきているが、さらに地域の振興政策として技能実習生の受け入れを産業政策の一環として協力に進めている事例を以下に紹介したい。

地方自治体の技能実習生受け入れ支援策

これまで都道府県レベルの地方自治体と技能実習制度の関係は比較的薄かった。なぜならば、技能実習制度それ自体は国の管理の下に置かれており、県単位で独自にこの制度に関与する余地は少なかったからである。しかし市区町村の場合は、単位が小さく小回りがきくことと、地域社会の技能実習生へのニーズが直接的に理解されるので、独

自の受け入れ政策を実施する余地がある。本節では、埼玉県川口市と岡山県美作市と取り上げる。前者の事例は、過疎ではなく典型的な都市型受け入れであるが、都市型であるが故に自治体支援が必要であることを示す。後者の事例は、人口減少地域の中山間地の受け入れ事例である。

◆都市型地域での受け入れ：川口市の事例

川口市は現在の技能実習制度のモデルを提供した地域である。地場産業の鋳造業が人手不足から事業団体として海研会（発足当時の名称は、海外鋳物研修生受入協議会）を立ち上げ中国から研修生を受け入れた。日本で初の試みであった。その鋳物業および、川口市内工業団地で就労する技能実習生に対して川口市が援助を行ったのである。詳しくは（山口 2018）に触れられている。市の援助内容は、技能実習生用宿舎の立替え建設費用の半分、およそ1億9000万円を補助する、商工会議所がベトナムからの技能実習生受け入れ監理団体として機能することを援助する、新宿舎内に多文化共生のための交流スペースを開設する、情報提供のために技能実習生のメールアドレスを登録する、などの施策である。

川口市は次に述べる美作市と異なって、過疎地域ではない。反対に、都心のベットタウンとして住民は増加し、また外国人人口も増大しており、在留外国人人口は2018年6月で34,905人と全国の市区町村では第3位の人数となっている。しかし2016年時点で技能実習生数は877人で、外国人住民のおよそ3%でしかないという（山口 2018：102）。外国人労働者としては比較的マイナーな技能実習生になぜ受け入れ施策を実施するのか。

その疑問について、山口は技能実習生に対する正統性の付与であると指摘する。すなわち、川口市という地域特性は、東京都と荒川をはさんで接しており、いわば都会の真ん中であるといつてよい。ここに居住を始めた新住民は、いまや公害を出さなくなってきたとはいえ、従来からの地場産業を嫌い、またそこで就労する技能実習生についても地域社会としての必要性を認めていないといった方がよいだ

ろう。その技能実習生に対して宿舎を市が提供することで、技能実習生の就労が市の産業・労働政策の中で不可欠であることを公的に示す役割を果たしたといえる。

さらに、川口のような地価、人件費の双方が高い地域での中小製造企業は優良企業しか生き残れない。鋳造業者が年々廃業していく中で、現在でも技能実習生を雇用し続けている企業は受注生産で高品質の製造品目を生産している優良企業である。低賃金外国人労働者の雇用によって衰退を免れている限界型企業ではない。その意味では技能実習生雇用を促進する政策は、市としての産業政策でもある。

以上、人口減少ではなく、人口増加している地域での産業政策としての技能実習生雇用支援政策を川口市にみた。人口減少地域ではない都市部でも、人手不足から技能実習生への雇用が進展しており、自治体の政策としてそれを支援する実態を明らかにした。

◆中山間地での受け入れ：岡山県美作市の事例

岡山県美作市の事例は、典型的な人口減少地域の産業政策の一環である。美作市については二階堂がフィールドワークを重ねて多文化共生政策との観点から事例をあきらかにしている（二階堂 2019）。したがってここでは、産業政策としての観点から美作市の事例を記述する。

美作市は鳥取県との県境に近い岡山県北東部に位置し、人口28,056人（2018年3月末）である。2005年の人口は約32,000人であったから、これまでにすでに4,000人の人口が減少し、2040年までには20,000人を下回ることが予想されている。そこで市内の工業団地へベトナム人技能実習生を呼び入れるために、積極的に技能実習生受け入れ事業を開始したのである。2018年現在では、ベトナム人100人、中国人89人を中心に合計276人の技能実習生が就労している。美作市人口に占める外国人比率は0.98%であり全国比率（2017年末で2.02%）よりも低い。従来、外国人が居住してこなかった中山間地だからその数値であろう。

美作市は1998年に作東産業団地を造成し、主として大阪近辺の中小企業を誘致した。アルミダイカスト、射出成型など自動車関連部品製造業が中心である。技能実習生受け入れ企業はこの産業団地外の企業も含まれ、建設業、縫製業など合計16社である。こうした中山間地での操業では製品納入先までの交通の不便さが危惧されるのが普通であるが、中国自動車道で大阪まで車で約2時間、姫路までも1時間半の時間距離であるので、ジャスト・イン・タイム方式の生産様式の結果として、多頻度配送が必要とされる自動車部品製造業が立地しても納品に支障はない。一次下請け、二次下請けレベルならば最終組み立てを担当する親会社事業所近接地に立地することを求められよう。

しかし、美作市内に立地する中小製造業の場合は、三次以下の下請け企業であるので、1時間半から2時間の時間距離でも納入は可能である。その結果、美作市内の中小製造業の場合、企業が立地する土地、製品を発注する企業を十分に確保できる。欠けている生産上の隘路は、人手のみであった。そこで市の産業政策の一環としてベトナム人技能実習生受け入れ施策を採用したのである。

施策内容は次のとおりである。2015年、萩原市長がベトナムの国立大学ダナン大学を訪問し相互協力協定を締結、同時にベトナムの労働・傷病兵・社会問題省副大臣を訪問し技能実習生に関する意見交換を行った。その上で、技能実習生受け入れ事業として、

- ①「みまさか商工会」に補助金を出して受け入れ事業を行う
- ②空き家となっていた雇用促進住宅を市が所有し、技能実習生の受け入れのための共同住宅として低家賃で提供する
- ③共同住宅と産業団地との間に「勤労者バス」という名称の市営バスを提供し、交通手段のない技能実習生に交通手段を提供する
- ④市の嘱託職員として1名のダナン大学の日本語学科卒業者を1年契約で雇用し、ベトナム人技能実習生の生活管理の援助をするの施策内容を実施中である。

要するに、①中小企業では規模が小さいために、提供が困難か提供してもコスト高になる福利厚生である住宅、②過疎地であるために手当が不十分な交通手段、③外国人であるために、母国語と母国の生活習慣に堪能なブリッジ人材としての生活管理者、の3つの要素を市の施策として提供したということになる。

美作市としては、技能実習受け入れ事業はまだ開始されて2年ほどしか経過していないため、現時点での外国人労働者の定住化についての見込みは検討していない。一方、彼らを雇用している事業主は彼らの長期雇用はまだ視野に入れていない⁴。人口3万人以下の人口減少地域の外国人労働者受け入れ政策として、美作市の事例は非常に興味深く、今後、同様の問題を抱えた地方自治体の参考例になろう。

とりわけ住宅供与の施策は重要である。日系人の場合は大手派遣会社が自前で宿舍を提供してきた事例はあるが、技能実習生の場合は雇用先が地域に散在しているために彼らの住宅を1か所でも提供できないことが多い。そのため、何らかの住宅供与を自治体が提供する施策内容とすることは意義があろう。川口市でも、宿舍の提供が主たる施策であった。住宅の提供と、過疎地の場合は交通手段の提供が、技能実習生を誘致するために必要な施策となろう。もし技能実習生に失踪の恐れが少なければ、自動車運転免許取得費用の援助も考えられるかもしれない。

◆都市型地域と中山間地との比較

外国人労働者を地域社会で受け入れる場合、それぞれの地域によってその受け入れ施策が異なることは当然であろう。都市型の場合は、地域産業構造に占める製造業の比重が低く、そのため製造業中心で構成されている技能実習職種割合も低くなり、技能実習生という外国人労働者類型の比重も低くなる。しかし都市型地域で中小製造業の存続は今後とも地域社会の中で必要とされると考えるので、技能実習生の受け入れ継続は必要であり、その受け入れに対する政策対応も望まれるだろう。

一方、人口減少地域での技能実習生受け入れは、地域の産業を維持するために不可欠となっている。こうした地域で就労可能な労働者は、海外から呼び寄せることしか当面の手段がないからである。今後は、こうした労働者が地域に短期的にも定着するかどうか、そして長期的には受入れた外国人が地域に将来にわたって定住化することを地域社会が希望するかどうか、このような議論が必要であろう。

おわりに

景気感応的要因と異なり、人口減という構造的要因は長期的なものであり、その傾向は実は30年以上も前から予想されていた。しかし人口減と外国人労働者受け入れとを結びつける議論は、まだ緒についたばかりである。それは人口減に悩む地域社会の中で、その解決策としての外国人労働者受け入れに抵抗感があったのではなかろうか。過疎地で新たに若年者の導入が必要とされる地域社会ほど、高齢者の比率が高く、それだけに思考も保守的になって、なじみのない外国人に対して閉鎖的になりやすいのであろう。

受け入れ政策との関連で言えば、日系人に対する多文化共生政策が日系人というブラジルカペルーの1~2か国のエスニシティを対象としていたこと、また彼らの多くが大企業という共通の勤務先と一定の集住地域に居住していたこと、により共通の利害を形成しやすかった。一方、技能実習生の受け入れ対策としては、彼らの居住地、勤務先が多様で集住していないこと、国籍も多様であること、などで受け入れ政策の効果は従来の多文化共生政策と比較して低くなる可能性もある。

しかし、少子高齢化が現実のものとなっている過疎地の地域社会こそ、労働力としての外国人受け入れについて真剣に検討する時期が来ているのではないか。2019年4月から施行される新入管法でも、受け入れた外国人労働者を地域限定にする方策は前面に出ておらず、技能実習制度の悪弊を絶つために、業種内での労働移動の自由を認めて

いる。こうした新しい国レベルの外国人労働者受け入れ政策の中で、過疎地を抱えた地域社会と地方自治体がどのように外国人労働者を受け入れるのか、また受け入れた外国人労働者をどのように地域に定着させていくのか、課題を絞って考えていかねばなるまい。■

《注》

- 1 2007年以前の数値は、同調査が悉皆調査ではなかったために、それ以降の数値と整合しない。また2010年までの在留資格「特定活動」の大半は、技能実習生であるが、在留資格「技能実習」が実現したのは2010年であるために、2008年から2010年までは、「特定活動」がほぼ技能実習生数にあたる。
- 2 (樋口2010)では、この経済危機によってヨーロッパ諸国でも自国民よりもEU域外国籍者間で高い失業率を生んだが、日本の場合は、日本人と日系人との失業率の格差は他国に見られないほど高めであったことが示されている。
- 3 2009年に実施した愛媛県中山間部の婦人・子供服縫製業での聞き取りでは、高齢女性従業員が、形が不ぞろいで商品とならなかった農作物を職場の同僚である技能実習生へ届けていた。単純に、若い人の喜ぶ顔を見たいという気持ちからだという(連合総研 2012:84)
- 4 美作市内でベトナム人技能実習生を雇用しているA社を2018年9月5日に訪問した。規模65人で事業内容は、自動車のパワーステアリング部品(電機部品)を射出成型で製造している企業である。20歳のベトナム人女性技能実習の技能実習生2人は、他の日本人中高年パートの女性と同様に、拡大鏡を用いての製品検査を担当していた。1か月ほどで習熟する作業である。こうした比較的低熟練職種に従事する技能実習生については、事業主も定住化を求めている。彼らを長期雇用して生活費に見合う賃金を支払う必要性が薄いからだ。したがって、A社の事例で見ると、市長の意向とは逆に、雇用機会の提供という観点から見ると、技能実習生を定住化させて労働力として活用する意図は、事業主は持っていないと言ってよいだろう。技能実習生のうち定住化する可能性がある人は、職場で一定以上のレベルに達した一部の優秀な人、すなわち技能実習3号に移行可能な少数者のみだろう。定住化の問題は、地域社会が提供できる雇用機会の質に大きく依存する。

《参考文献》

明石純一(2017)「日本の人口減少と移民政策」渡戸一郎編集代表、塩原良和他編『変容する国際移住のリアリティ―「編入モード」の社会学』ハーベスト社、

- pp.184-203
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 (2005) 『顔の見えない定住化―日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会
- 上林千恵子 (2015) 『外国人労働者受け入れと日本社会―技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会。
- (2017) 「第6章 製造業における技能実習生雇用の変化―中小企業から大企業への展開」堀口健治編『日本の労働市場開放の現況と課題―農業における外国人技能実習生の重み』筑波書房、pp.93-11
- (2018) 「外国人技能実習制度成立の経緯と2009年の転換点の意味付け―外国人労働者受け入れのための試行過程」『移民政策研究』第10号、pp.44-58
- 上林千恵子・山口壘 (2013) 「岐阜アパレル産業における労働力確保施策の変遷―集団就職、家内労働から技能実習制度へ」『法政大学比較経済研究所ワーキングペーパー』176.
- 志甫啓 (2012) 「外国人研修生・技能実習生の受け入れが有する若年人口補充の役割及び景気感応性」『移民政策研究』第4号、pp.41-60
- 二階堂裕子 (2019) 「中山間地域における外国人技能実習生の受け入れ政策―岡山県美作市の事例から」徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編著『地方発 外国人住民との地域づくり―多文化共生の現場から』晃洋書房、pp.35-51
- 橋本由紀 (2010) 『外国人研修生・技能実習生を活用する企業の生産性に関する検証』RIETI ディスカッションペーパーシリーズ、10-J-018、経済産業研究所
- (2011) 『外国人研修生受け入れ特区の政策評価』RIETI ディスカッションペーパーシリーズ、11-J-048、経済産業研究所
- 樋口直人 (2010) 「経済危機と在日ブラジル人―何が大失業・帰国をもたらしたのか」『大原社会問題研究所雑誌』第622号、pp.50-66
- 眞住優助 (2018) 「外国人技能実習制度の利用の地域差とその要因分析：水産加工業の事例」『社会学評論』第68巻4号、pp.479-495
- 松井一郎 (1993) 『地域経済と地場産業―川口鑄造工業の研究』公人の友社
- 毛受敏浩編著 (2016) 『自治体がひらく日本の移民政策―人口減少時代の多文化共生への挑戦』明石書店
- 山口壘 (2018) 「技能実習生受け入れに対する自治体の支援と『多文化共生』―埼玉県川口市での取り組み事例から」『移民政策研究』第10号、pp.9回外国人5-110
- 連合総合生活開発研究所編 (2012) 『経済危機下の外国人労働者に関する調査報告書―日系ブラジル人、外国人研修・技能実習生を中心に』連合総合生活開発研究所
- 渡戸一郎 (2017) 「編入モードから見る日系ブラジル人の位置と第2世代の課題―リーマンショック後の外国人集住地域の事例をとおして」渡戸一郎編集代表、塩原良和他編『変容する国際移住のリアリティー―「編入モード」の社会学』ハーベスト社、pp.114-136
- (2019) 「自治体の外国人移民政策の現状と課題」『都市計画』第336号、pp.32-35

